

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第23号
令和7年10月23日

令和7年11月9日執行の広島県知事選挙における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、別紙の場所に設けます。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 古河 真人